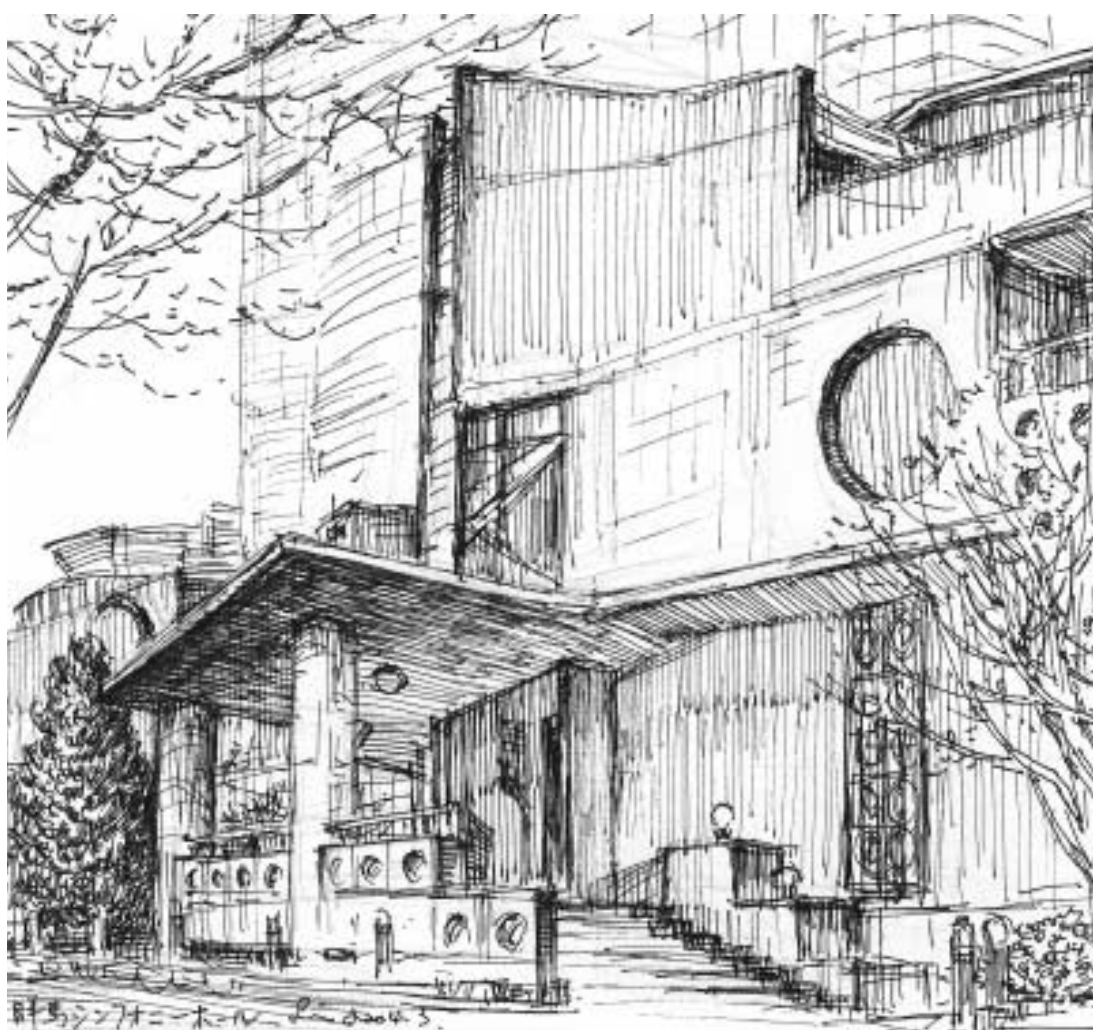


中小企業ぐんま

2004
VOL 510

4



群馬県中小企業団体中央会

2004/4月号

目次

中小企業ぐんま

◆特集・組合最前線

平成十五年度組合活性化指導調査事業(西毛機械工業(協))

2

◆組合事務局代表者会議

5

◆決算事務手続きと会計処理の留意点

6

◆商法等を一部改正する法律案の概要

9

◆平成十六年度中小企業関係補助事業

11

組合訪問

12

(協)あがつま物流機工安全管理センター

全国事例

13

ローカルエリアニュース

14

草津温泉旅館(協)

群馬住宅建築工事業(協)

いせさき一番街(協)

伊香保温泉旅館(協)

太田ニット工業(協)

情報連絡員だより

16

業況、横這いで推移

〈今我が業界は〉

群馬県建設事業(協)

鈴木賢治

TOPICS

17

中央会だより

18

・多角的連携交流会を開催

・新設組合運営研究会を開催

・決算・税務講習会を開催

事務局長会だより

19

お知らせコーナー

20

経済



DDS

経営不振に陥った中小企業の再生を支援するための財務再構築手法「DDS(デット・デット・スワップ)」の国内第1号案件が実施されることが決まった。

DDSは、債務超過にある企業に対する貸付金等の債権を返済順位が低い劣後債権に転換する金融手法である。先に公表された「金融検査マニュアル改訂版」の中において、実現可能性が高い再生計画の策定など一定の要件を満たす場合には、DDS実行分の劣後債権を資本とみなすことが可能になったため新たな中小企業支援策としての期待が高まった。

例えば、債務超過2億円の企業に対し

てDDSを実行し、2億円分の貸付金を劣後債権に振り替えた後、それを資本とみなすことができれば、財務諸表上は債務超過が解消され、信用力の改善が図られることになる。また、他の金融手法である債権放棄等とは異なり、実質的には単なる貸付条件の変更にとどまることから、債権者である金融機関にとって実行し易いといったメリットもある。

DDSは、資金繰りに苦しむ中小企業の再生策としてだけでなく、金融機関の不良債権処理といった側面も併せ持っている。今回実施した商工中金以外の金融機関への普及が予想される中で、経済活性化に向けた効果が期待される。

組合 最前線

平成十五年度組合活性化指導調査事業

『超5S活動』で活性化を図る！

製造業の活性化戦略

西毛機械工業協同組合

前号に続き、平成十五年度組合活性化指導調査事業に取り組んだ二組合の中から、今回は、西毛機械工業協同組合の調査研究事業について、報告書の概要をご紹介します。

第一章 企業体質改善の必要性

1 製造業を取り巻く環境の変化

IT革命の進展によるインターネットの爆発的な普及により、消費者と生産者の距離が縮まり、情報格差がなくなってきた。今まで「顔の見えなかった大衆」が「顔の見える消費者」へと変化した。つまり、消費者が市場取引の主導権を握る「消費者第一の市場」に変わりつつあると言える。中国は、わが国の製造業にとって魅力ある市場であるとともに、手強い競争相手として立ちはだかる存在となってきた。加えて、低い人件費を背景とした中国製品の輸入が、日本市場における製品価格競争の激化をもたらし、わが国の製造業は

コスト競争強化に向け、生産拠点の中国進出や生産性向上に向けた製造現場の改善・改革を進めてきた。今や中国の躍進が、わが国の製造業に大きな改善・改革の圧力をもたらす存在となってきた。

2 組合員の課題

当組合の組合員は、取引先から「品質・コスト・納期」について極めて厳しい要求を求められている。この厳しい要求に対応し、各社が生き残っていくためには、景気変動による仕事の増減にかかわらず、取引先の求める「品質・コスト・納期」の製品を柔軟に作ることができる生産体制を持つこと。そのためには、まず、会社の中に潜んでいる、あらゆる「ムダ」を見つけ出し、社員全員で、そのムダを一つずつ改善し、なくしていく、効率的で柔軟な生産ができる体制を作り上げ維持することが必要。このとき一時的にそのような体制ができて、維持できなければ会社は生き残れない。つまり一時的な対症療法ではなく、息長く、継続して繰り返される改善活動でなければならない。

会社のあらゆる部門が参加し、全員参加により現場が主体となって、日々改善の努力を積み重ねていく改善活動として「超5S活動」が有効である。

当組合においては、大きな成果がすぐに現れる革新的な改善活動よりも、お金をかけずに地道に会社の実態に合わせてコツコツと改善を進めていく活動を通じて経営体質の強化を図りたい、という組合員が多い。

超5S活動を実践して、会社の中にある、あらゆるムダを一つひとつ排除し、経営体質の強化を図る。そして、顧客からの厳しい要求に対応できる経営体質を目指して改善を継続すること、これが生き残りに向けた改善の第一歩である。

3 改善活動の第一歩としての「超5S活動」の必要性

企業活動の目的は、利益をあげ、儲けることである。そのためには仕事の中にある、あらゆる「ムダ」を排除し、儲けられる企業体質に改善することが必要である。

では、改善活動は何から取り組めば良いのか考えてみる。生産を行うときに必要となる資源は次の通りである。

- ①人（技術・技能）…………… Man
- ②設備（機械、治工具、検査具、etc）… Machine
- ③原材料（材料、部品、etc）…………… Material
- ④生産情報（作業方法、技術情報etc）… Method

生産を行うときに、この四つの資源を準備しなければならぬ。つまりこの四つの要素は、生産システムを構成する要素であり、これを「生産の4M」ともいう。「超5S活動」は、4Mに潜む「ムダ・不具合や問題」を改善し、良い生産ができるよう4Mの条件整備を行う改善活動である。

通常の「5S活動」と「設備5S活動（自主保全活動）」の両方を実践する改善活動を、われわれは『超5S活動』と呼んでいる。

中小企業にとっては現場の作業者が日常の業務の中で、ムダをコツコツ改善する活動、小集団によって実績や効果をあげる活動が、現実的に実現可能な改善活動と言える。このような活動は、一般的にあまり費用をかけないことが多いし、成果そのものは大したことがないと思われがちであるが、職場や人の数が多いため、一つひとつの改善成果は小さくても、全社的な活動としては、かなり大きな改善成果となって現われる。このような活動として超5S活動がある。つまり、地味ではあるが、いつの間にか大きな改善成果となって現われる活動が「超5S活動」なのである。

4 改善活動を進める方向性

製造業に求められることは、顧客の要求する「品質（仕様）」の製品を、必要とする「とき」に、必要な「量」だけ、できるだけ「安く」生産することである。そのためには、製造現場に存在する「ムダ」を徹底的に排除することが必要。それにより、今まで長かった生産のリードタイムが短くなり、顧客ニーズの変化に柔軟に対応できる生産体制が構築できる。つまり、顧客満足の向上とコスト削減を同時に実現し、儲かる生産を行うことが改善活動を進める方向性である。

これを実現するには、変化の激しい市場の動きやニーズに対応できるよう生産・物流等の仕組みを再構築しなければならない。再構築に当たっては、ムダを排除する地道な活動から出発しない限り実現できない。この改善活動の第一歩が『超5S活動』である。無数にあるムダの中で、「七つのムダ（作り過ぎ）」「手持ち」「運搬」「加工」「在庫」「動作」「不良」が挙げられる。中でも、作り過ぎによる「在庫のムダ」を徹底排除することが、コスト削減に最も大きな効果を現わす。製造業にとって最も大きなムダである在庫のムダを徹底的になくすためには、まず、在庫がいくつあるのか明確に把握し、一定に管理できる体制を作らなければ、その先の在庫削減はできない。超5S活動は、在庫を「目で見る管理」により一定に管理するための手段であるとともに、モノづくりのムダを顕在化させ、削減するための改善活動という二つの側面をもっている。

第二章 改善活動の基盤としての「超5S活動」

1 超5S活動のねらい

「現場改善は5Sから」と言われるように、超5S活動は、地味だが非常に重要な活動である。

- ①整理：要るモノ、要らないモノの筋道（けじめ）をはっきりつけて、要らないものをかたづけること
- ②整頓：要るものを要るときに「即座」に使用できるよう、安全・品質・能率にかなったモノの置き方を追求すること
- ③清掃：拭いたり、掃いたりして、常にきれいな状態に保ち、「ゴミなし、ヨコレなしの工場づくり
- ④清潔：整理・整頓・清掃を繰り返して、徹底して職場環境をきれいに保つ
- ⑤躰：決められたことが守れる習慣付け

それは、超5S活動を通じて、①全員参加のもとで、②バカにせず、本気で取り組み、③後始末型から計画主導型へ脱却し、④生産のあるべき姿の崩れ（ムダ・ムラ・ムリ）を目で見えるようにし、⑤生産における常識や原則をフルに活用して、⑥レベルの高い生産のしくみを確立し、企業の持続的発展を図ることをねらいにしている。

つまり生産のあるべき姿としては、

- ①ムダの徹底的排除によりリードタイムを極小化し、変化に対応できる生産体制を作る
- ②規格とおりの製品を生産する

③ 最小の原価で生産する

以上の三つの目標を実現するための重要な手段が「超5S活動」である。

2 超5S活動の効用

超5S活動は実行することにより次のような効用が期待できる。

- ① 予防型の管理・改善活動を根付かせる
 - ② 「生産のあるべき姿」の実現を助ける
 - ③ 成功体験が簡単にできる
 - ④ 行動に責任を持てる体質をつくる
 - ⑤ 全員参加による改善活動の試金石
 - ⑥ 営業する生産現場を創る
- ### 3 設備5S活動（自主保全活動）とは？
- ① 設備5S活動（自主保全活動）とは、「設備に強いオペレーター（設備を使用する作業者）をつくること」と「自分の設備は自分で守ること」ができるようにすることで、製造現場の体質を

変えることが狙い。

- ② 設備の保全ができる四つの能力
- i 異常を異常として見る目…異常発見能力
 - ii 正しい処置ができる能力…処置回復能力
 - iii 判断基準を定量的に決められる能力…条件設定能力
 - iv 決めたルールをきちんと守れる能力…維持管理能力
- ③ 設備5S活動（自主保全活動）展開の七ステップ
- i 初期清掃
 - ii 発生源・困難箇所対策
 - iii 清掃点検給油仮基準の作成
 - iv 総点検
 - v 自主点検
 - vi 標準化と維持管理
 - vii 自主管理の徹底
- ④ 設備5S活動（自主保全活動）で何が良くなるのか



理事長
村上明男 氏

富岡周辺の地にあつて、われわれ企業経営はまさに存亡の危機にあり、コストダウンの攻勢をいかにはね除けるかを模索している折、今回、組合活性化

指導調査事業により、生産システムのあるべき姿を解りやすくご提示いただくことができました。5S活動は企業経営全般の共通事項であり、中でも生産活動にあつては欠くべからざるその原点であります。これを機会に、各企業が全員参加の5S活動を推進されますよう願うものであります。

中小企業が生き残るには極めて厳しい環境が続きますが、組合と致しまして、求心力を大切にしながら、足腰の強い体力づくりのため諸活動を継続的に展開して参りたいと考えております。

i) 主な効果

- ・ 不具合の見つけ方を体得する
- ・ 復元・改善のやり方を体得する
- ・ 守るべきことは守る、改善に強くなる
- ・ 設備に強くなる
- ・ 原因追究のやり方が良くなる、異常に対する処置が早くなる
- ・ 人が育成される
- ・ 目標展開がスムーズに図れる
- ii) 副次的な効果
- ・ 会社に誇りを持つ
- ・ 設備に誇りを持つ
- ・ 自分に誇りを持つ
- ・ 上下のコミュニケーションが良くなる

自主保全では
「私つくる人、あなた治す人」

この考えを
改め

「自分の設備は自分で守る」

設備に強いオペレーター

異常発見能力 処置回復能力
条件設定能力 維持管理能力

組合事務局代表者会議

各種情報提供と

期末・期首の諸手続きを確認

本会では、去る三月十七日、前橋市のマリーキュリーホテルにおいて、「組合事務局代者会議」を開催した。

本会議は、新年度を間近に控え、期末・期首の諸手続きの周知を図るとともに、組合運営の参考となる各種資料・情報の提供を目的に、毎年開催されているもの。

当日は、組合事務局担当者等百余名が出席し、中小企業を巡る諸情勢、中央会事業計画、中小企業関係税制等を中心に、各方面にわたった情報提供が行われた。

◆情勢報告

会議では先ず、本会高橋常務理事より、最近の経済を巡る情勢について説明が行われた。

景気動向については、多くの経済指標において持ち直しの動きが始めており、直近の月例経済報告でも「景気は、設備投資と輸出に支えられ、着実に回復している」との見方が示されるなど、総じて我が国経済は、回復傾向にあることが窺わ

れる旨の報告がなされた。

また、雇用・年金制度改革、商法改正の動向や県内経済・産業の現状と展望についても改正内容やポイントについての解説が行われ、多方面にわたる情報提供がなされた。

◆群馬県中央会事業計画等

続いて、東宮事務局長より、平成十六年度の中央会事業計画、並びに中央会主要行事日程についての説明が行われた。平成十六年度は、「組合組織による多様な事業活動の展開」といったテーマに力点を置き、組合活性化に向けた支援を多面的に展開すべく、事業内容の一層の充実・強化に努めていく旨が述べられた。

◆組合関連情報等

さらに、各担当部課長より、期末・期首の諸手続きや改正消費税法等についての説明が行われた。

事業年度末手続については、配布資料である「中小企業組合諸届・登記書式」を用い、間近に迫った決算手続を中心に解説が行われた他、組合員名

簿の整理を進めて欲しい旨、要請を行った。

一方、改正消費税については、事業者免税点制度・簡易課税制度の見直しについて、具体的に説明が行われた他、総額表示の義務付けについても改めて注意するよう周知が図られた。

その他、平成十五年度設立組合の概況や改正労働基準法の解説、第五十六回全国大会についての周知が図られた。

そして、最後に座長である深井専務理事より「組合としては、これから新しい事業を検討していく必要が出てくるが、組合員全員に共通したテーマを見出すことは難しくなっている。各事業ごとに対象とする組合員が違ふという事業も考えていく必要がある。中央会としても、可能な限り対応して行くので何でも相談して欲しい」と結び、本会議の日程は全て終了となった。



決算事務手続きと

会計処理の留意点

四月に入り多くの組合では、決算書作成や総会準備で一番忙しい時期になっているかと思えます。

そこで、組合特有の会計処理を含め、組合事業年度末における決算事務手続き等についてまとめました。

決算事務の手順

組合では事業年度が終了すると、諸帳簿の締切り、組合員名簿の整理などを行い、決算関係書類を作成します。組合の決算関係書類は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案を指します。この決算関係書類の作成にあたり注意する点は、決算手続には一定の順序があり、この順序に従って行う必要があるということです。

大別すると、決算予備手続、決算本手続、決算諸表の作成となります。

また、事業計画書や収支予算案、その他総会に提出する案件と合わせて理事会で決定しておかなければなりませんので、総会に提出する議案をまとめて議案書として作成するとよいでしょう。

組合特有の会計処理

一 加入金と出資金の整理振替

当年度加入した組合員の加入金（定款の定めるところにより持分調整金として徴収したもの）は、資本準備金として処理します。また、当年度末に脱退する組合員の出資金は未払持分に振替えます。加入金は会計上資本取引に基づく剰余金として処理するものとされ、定款上において、そのような処理をすべきことが規定されています。

税務上においても、この取扱いに関する法人税基本通達があり、加入金の資本準備金処理を認めています。この金額は、出資持分を調整するために徴収するものでなければならぬことを特に強調している点に注意しなければなりません。

二 賦課金の仮受処理

当年度の教育情報事業の賦課金に剰余が生じた場合において、その剰余の生じた原因である未消化事業を翌年度に繰越して実施することが確実であれば、その予算額を仮受処理することが認められます。税法上益金不算入が認められている教育情報事業賦課金の仮受処理をするためには、教育

情報事業に関する収支は、他の事業の収支と区別することが必要です。

この手続に併せ、教育情報事業賦課金収入によって賄う教育情報事業費用とその他の事業費用とは区別する手続を行い、損益計算書を作成することが必要です。

三 脱退組合員に対する持分の払い戻し

脱退組合員の持分額は、決算に基づく組合正味財産を脱退組合員の出資口数に按分して計算します。その払戻持分額のうち本人抛出の出資金及び加入金を超える部分の金額は、みなし配当として二〇%の源泉税を徴収しなければなりません。

この部分の払い戻しについては、剰余金処分案において「脱退者持分払戻」の剰余金処分項目を設けて、ここにその金額を掲記し、通常総会においてその剰余金処分案の承認を求め、その承認後に通常総会の日付けをもって未払金に振替えることとします。

持分の払い戻しは定款によって規定されていますが、持分額のうちの出資額を限度としている場合にあつては、持分額が出資額を下回る場合は持分額が、持分額が出資額を上回る場合には出資額が払い戻されることとなります。従って常に払戻額が出資額を上回ることにはない、その払戻額にみなし配当が含まれることはありません。

四 剰余金処分案と損失処理案

決算により算出された当期利益又は当期損失に前期繰越利益又は前期繰越損失を加減した金額を処分又は処理するに当たっては、当期利益（又は損

失)に前期繰越利益(又は損失)を加減して未処分利益の場合は剰余金処分案とし、未処理損失の場合には損失処理案とします。

剰余金処分には組合海上にその規定があるほか、定款においてその細目が定められています。組合定款によれば、組合に剰余金が生じた場合には、まず利益準備金・特別積立金・教育情報繰越金を留保し、その後でなければ出資配当ないし利用分量配当は計上できないこととなっています。

利用分量配当は、事業別区分損益計算の結果、経済的事業に事業利益が生じた場合、その事業利益のうち員外取引分を除き、組合と組合員との取引によって生じた事業利益に限り、組合員との取引高に応じて行われる配当です。決算処理に当たっては剰余金処分案に計上され、税務上これを申告調整によって損金に算入します。

利用分量配当については配当率に制限はなく、高率の配当でも法規に触れることはありませんが、そうした場合は、翌年度以降に常時徴収している手数料等の料率を引き下げる検討を行った方が好ましいとされます。

又、出資配当は、払込済出資金を基に行われる配当で、配当率の最高限度が一割とされています。

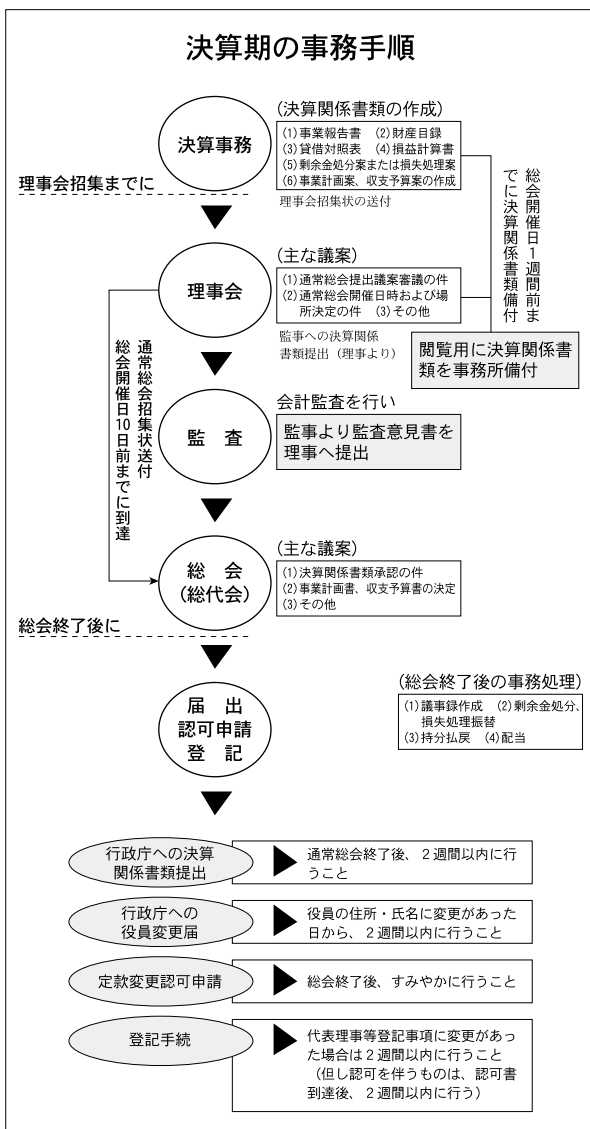
一方、損失のてん補にあたっては、利益準備金に關して、脱退者の持分払戻しを除き損失のてん補に充てる以外は取り崩してはならないとされています。特別積立金に關しては、出資総額を超えた部分について損失がない場合に限り、総会の議決をもって取崩することができます。

総会終了後の手続

一 行政庁に対する届出

決算届として、総会終了後二週間以内に、決算関係書類を行政庁あてに提出しなければなりません。その内容は、①事業報告書 ②財産目録、③貸借対照表、④損益計算書、⑤剰余金処分(損失処理)の方法を記載した書面、⑥総会議事録(謄本)が法で義務付けられています。なお、監査意見書、事業計画書、収支予算書は特に法律上義務づけられていませんが、決算書に附属して提出しておく方が望ましいといえます。

また、変更届として、役員変更届があります。



役員の氏名、住所に変更があったときは、変更の日から二週間以内に行政庁に届け出なければなりません。役員が任期満了や辞任等によって改選(または再選)されたり、また、一部補選されたりした場合、あるいは代表理事等の役職理事だけ交代した場合等いろいろな場合がありますが、いずれの場合でも変更届が必要です。

役員変更届には、定められた様式による届書に、変更した事項を記載した書面(新旧役員の対照表、変更年月日、変更理由、新役員選任の総会議事録(謄本)を付けなければなりません。さらに、事務所の所在地を変更したときは、「事務所変更届」により、変更した旨と内容を届け出

て下さい。

二 変更登記

登記事項に変更があった場合には、変更登記が当然必要となります。通常起るのは、代表理事の変更、事務所の変更、出資口数・払込済出資総額の変更です。

役員の変更登記については、組合の場合、一般理事の登記は必要ではなく、代表理事だけが登記されていますので、代表理事の変更の際には登記が必要です。この場合、同一人が再選されても登記上は変更とみなして登記が必要です。で、充分注意して下さい。代表理事は総会で理事に選ばれ、理事会で代表理事に選任されますが、理事会で選任され就任した後二週間以内に登記申請をしなければなりません。なお、事務所の変更は、移転の日から二週間以内です。

出資の変更は、年度中に加入や脱退があり出資金が動きますが、事業年度末の数字を年度末から四週間以内に登記申請すれば良いことになっています。なお、期中において変更登記をする場合の登記期限は、変更の日から二週間以内です。

登記事項で定款変更の必要のある事項は、まず定款変更認可を受けなければ登記ができません。

▼商業・法人登記事務のコンピュータ化

現在、法務局の一部支局・出張所で登記事務がコンピュータによって処理され、登記手続きが変更されています。

①登記簿の様式

登記簿は、これまでの登記用紙に代わりコン

ピュータに記録した登記記録をもって編成されます。

登記事項の配列は、これまでの「欄」から「区」の単位に変わります。

②登記申請書の記載方法

登記申請書に記載する登記すべき事項は、「区」ごとに整理し、原則として登記所に備えてあるOCR（光学文字読取装置）用専用紙にタイプライター・ワープロ等を用いて記載します。

OCR用申請用紙に記載することができない場合は、登記所備え付けの登記申請用紙に記載します。窓口はOCR用申請用紙及び記載方法の説明書が用意されています。

③登記事項証明書・登記事項要約書

登記簿の謄本・抄本及び資格証明書に代わるものとして、登記事項証明書が交付されます。

登記事項証明書には、現在事項全部証明書・履歴事項証明書・閉鎖事項証明書及び代表者事項証明書の四種類あります。

※詳しくは、前橋地方法務局登記部門若しくは本会までお尋ね下さい。

税務申告

事業年度が終了した日から二ヵ月以内に、通常総会の承認を受けた決算に基づいて法人税・消費税（税務署）、事業税・県民税（行政事務所、市町村民税（市町村）の確定申告を行い、それぞれ税金を納付しなければなりません。

また、平成十五年度の税制改正の主な点は次のとおりです。

▼特別税額控除関係

・「EIT投資促進税制」

平成十五年一月一日から平成十八年三月三十一日までの期間内に、情報通信機器等の取得をし、事業の用に供した場合、取得価額の五〇％相当額の特別償却と取得価額の一〇％相当額の特別税額控除との選択適用が認められます。資本金が三億円以下の法人にあっては、一定のリース情報通信機器等の賃借をして、事業の用に供した場合には、リース費用の総額の六〇％相当額について一〇％相当額の特別税額控除が認められます。ただし、法人税額の二〇％相当額を限度とし、控除限度超過額については一年間の繰越しが認められます。

▼特別措置関係

・「交際費等の損金不算入制度」

交際費等の損金不算入制度について、四百万円の定額控除を認める対象法人の範囲が資本金一億円以下の中小法人（改正前は資本金五千万円以下の中小法人）に拡大され、定額控除額までの金額の損金不算入割合が一〇％（改正前は二〇％）に引き上げられました。

・「中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」

平成十五年一月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、取得価額三十万円未満の減価償却資産を取得した場合には、取得価額の全額の損金算入が認められます。

商法等を一部改正する法律案の概要

株式会社における電子公告制度を導入

二月十三日、「電子公告制度導入のための商法等を一部改正する法律案」が閣議決定され、同日、国会に提出されました。

同法案は、株式会社等の経営の合理化を図るため、株式会社等が電磁的方法により公告を行うことを可能とするともに、合併、資本減少等の際の債権者の保護手続きを簡素化する等の措置を講ずるものとなっています。

I 株式会社についての電子公告制度の導入

1 電子公告の許可

株式会社の公告は、官報・日刊新聞紙に掲げる方法による他、「電子公告」により行うことができるようになります。

【電子公告とは】

電磁的方法であつて法務省令に定めるものにより不特定多数の者がその公告すべき内容である情報の提供を受けることが出来る状態に置く措置を採ること。

2 電子公告の方法

会社の公告を電子公告により行うときは、その内容を次に掲げる期間・公告する必要がある。

① 公告中に記載された期間又は法定の期間内に債権者や株主等が異議の申出、反対の意思の通

知、株券の提出等の行為をすることができることとされている公告については、当該期間

② 一定の日の二週間又は三週間前に公告をしなければならないとされているもの（基準日・割当日の公告等）については、当該一定の日までの間

③ 貸借対照表の公告については、五年間
④ ①から③までに掲げる公告以外の公告については、一ヶ月間

3 短期的な公告の中断があつた場合の取扱い
公告期間中に公告の中断（電子公告に適した状態に置かれた情報が、当該状態に置かれなくなったこと、または情報が当該状態に置かれた後改ざんされたこと）があつた場合においても、次に掲げる要件の全てを満たす時は、その中断は公告の効力に影響を及ぼさないものとされます。

① 公告の中断が生ずるについて会社が善意で重過失がないこと、または会社に正当な事由があ

ること。

② 公告の中断が生じた時間の合計が、公告期間の十分の一を超えないものであること。

③ 会社が、公告の中断があつたことを知った後速やかに、その旨、公告の中断があつた期間及び公告の中断の内容を当該公告に付して公告したること。

4 定款の記載事項

電子公告を公告の方法とする株式会社の定款には、電子公告を公告の方法とする旨のみを記載または記録すれば足りません。

5 登記事項

電子公告を公告の方法とする株式会社は、法務省令に定める事項をも登記しなければなりません。

6 電子公告調査

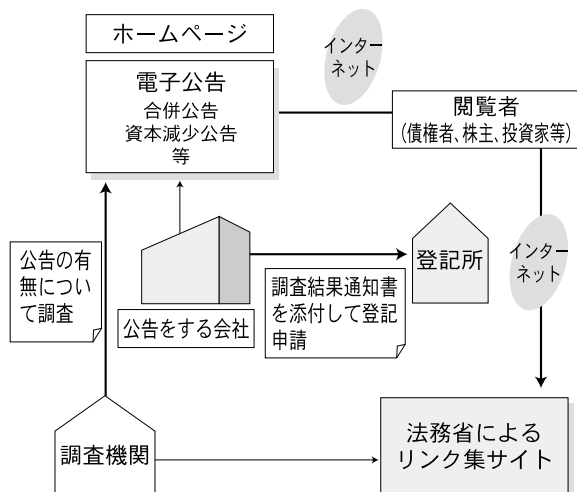
電子公告を行う株式会社は、電子公告を行うべき期間中、当該公告の内容である情報が公告に適した状態に置かれているかどうかについて、法務大臣の登録を受けた調査機関による調査を受けなければなりません。

調査機関は、電子公告調査の後遅滞なく、当該電子公告調査を委託した株式会社に結果を通知するものとされます。

7 その他

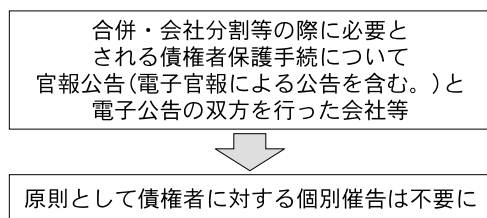
① 電子公告を公告の方法とする会社は、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合には、官報又は日刊新聞紙のいずれかで定款に定めるものに掲げる方法によって公告をすることが出来ます。

図1：電子公告制度の具体的内容



- ①会社が、一定期間継続して、インターネットを使って電子公告を行う
- ②会社が電子公告をしたことを証明するための調査機関の設置（民間参入可能な登録制）
- ③サーバーのダウンやハッカーの侵入による中断に対する救済措置を用意
- ④法務省が行政サービスとして電子公告のリンク集サイトを設置

図2：債権者保護手続における個別催告の省略等



き債権者保護手続については、官報公告に加えて、日刊新聞紙による公告又は電子公告をも行った場合には、知れている債権者に対する各別の催告を要しません。

3 新事業創出促進法の一部改正

確認株式会社または確認有限会社が、合名会社または合資会社へ組織変更を行う場合の決議の内容について、株主等に対する公告及び通知の義務が撤廃されます。

2 中小企業団体の組織に関する法律の一部改正

事業協同組合等が、組織変更を行った場合における組織変更無効の訴えの提起があった旨の公告義務が撤廃されます。

② 株式会社から有限会社、有限会社から株式会社への組織変更を行う際における組織変更決議の内容についての公告及び通知の義務が撤廃されます。

① 有限会社法の各種債権者保護手続における個別催告の省略等についても、株式会社における手続と同様に取扱いがなされます。

◆関係法令

1 有限会社法の一部改正
有限会社の各種債権者保護手続における個別催告の省略等についても、株式会社における手続と同様に取扱いがなされます。

2 分割会社がすべき債権者保護手続

会社分割における分割会社がすべき債権者保護手続については、官報公告に加えて、日刊新聞紙による公告又は電子公告をも行った場合には、知れている債権者に対する各別の催告を要しません。

3 電子公告を公告の方法としない株式会社（官報又は日刊新聞紙を広告の方法とする株式会社）は、貸借対照表の公開を電磁的公示の方法によって行うことができます。

4 電子公告を公告の方法とする株式会社については、電磁的公示の方法による貸借対照表の公開をすることはできません。

III 株式会社の各種債権者保護手続における個別催告の省略等

1 合併、資本減少等における債権者保護手続
合併及び資本減少・準備金減少における債権者保護手続並びに会社分割における承継会社がすべき

II 貸借対照表の公開の方法の見直し

- 1 電子公告を公告の方法とする株式会社が貸借対照表の公告をする場合には、調査機関の調査を受けることを要しません。
- 2 電子公告を公告の方法とする株式会社による貸借対照表の公告については、その全文を公告しなればなりません。

② 次に掲げる公告等の義務は撤廃されます。

i) 株主代表訴訟の場合の公告又は通知以外の訴え提起があった旨の公告

ii) 社債管理会社が社債の弁済を受けた旨の公告及び通知

平成16年度 中小企業関係補助事業

企業の研究開発を積極的に支援

経済産業省・中小企業庁では、平成16年度中小企業関係補助事業の公募を開始しました。各事業とも、企業の研究開発活動を支援し、事業化を促すものとなっています。
本稿では、各事業の概要についてご紹介いたします。

I 創造技術研究開発事業

【事業概要】

事業化に直結する実用化技術開発を行うことにより、新製品開発・新分野進出を図る優れた中小企業を支援することを目的として、研究開発に要する経費の一部を補助する。

【補助の対象となる要件】

- ・ 中小企業、個人等であること。
- ・ 中小企業による事業化に直結する研究開発であること。

【補助金額・補助率】

一件当たり四千五百万円以内（補助率二分の一以内）

【事業期間】

交付決定日から平成十七年三月三十一日まで

【公募期間】

平成十六年四月一日～二十七日
〔午後五時締切り〕

II 地域新生コンソーシアム

研究開発事業（中小企業枠）

【事業概要】

地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るため、中小企業を中心とする地域における産学官の強固な共同研究体制（地域

新生コンソーシアム）を組むことで、実用化に向けた高度な研究開発を行うことを目的とする。

【委託の対象となる要件】

- ・ 地域の大学・公的研究機関と中小企業等が研究開発共同体を構成すること。

・ 提案は管理法人が行うこと。

- ・ 中小企業による事業化に直結する研究開発であること。

【契約形態・委託金額等】

- ・ 契約形態は委託。

- ・ 一件当たりの委託金額は、原則、初年度目三千万円以内、二年度目二千万円以内。

- ・ 研究開発期間は、二年以内。委託契約日から最長平成十八年三月三十一日まで。

- ・ エネルギー使用の合理化に資する課題では特別枠の活用が可能

【公募期間】

平成十六年四月一日～二十二日

III 地域新規産業創造技術開発

発費補助事業

【事業概要】

地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るため、中堅・中小企業による新分野進出や

ベンチャー企業による新規創業といった、リスクの高い実用化技術開発を支援。

【補助の対象となる要件】

- ・ 民間企業等であること。
- ・ 技術開発終了後、直ちに事業化できるもの。

【補助金額・補助率等】

- ・ 一件当たりの補助金額は、原則三千万円～一億円／年以内
- ・ 補助率は原則二分の一以内（但し大学等発ベンチャーによる技術開発、大学等から技術支援を受けて実施する技術開発、『3R』技術の実用化により循環型社会の構築に資する技術開発に該当する場合は、補助率三分の二以内）

- ・ 技術開発期間は、二年以内。交付決定日から最長平成十八年三月三十一日まで。

- ・ エネルギー使用の合理化に資する課題では特別枠の活用が可能

【公募期間】

平成十六年四月一日～二十六日

◆問合せ先

関東経済産業局技術振興課

電話 〇四八―六〇〇―〇二八七

組合訪問

協同組合あがつま物流機工 安全管理センター

現在、本格着工に向け着々と準備が進められている八ッ場ダム。

今回訪問した「協同組合あがつま物流機工安全管理センター」は、その八ッ場ダム建設関連の輸送業務を受注すべく、運輸と土木工事の事業者が連携した異業種組合である。

年度末を迎え非常に多忙の中、吾妻町の組合事務所にて事務局長の岡田達さんにご対応いただいた。

まず、組合設立の経緯について伺うと「建設不況や公共工事減少の影響から、中小事業者にとっては、大規模工事の周辺業務にさえ参加するのが困難な状況にあります。しかし、八ッ場ダムの建設は、本体工事に直

接携することは難しいとしても、当地区の関係事業者にとって大きなビジネスチャンスであるといえます。そこで平成十二年に地元有志にて任意組織を立ち上げ、関連業務の受注に向けた各種研究を続けてきました。二年余りの活動を経て、各社の意識統一や体制整備が図られたことから、平成十四年八月、ほぼそのままのメンバーにて組合を設立しました」とご説明いただいた。

任意組織での地道ながら着実な活動が関係各所から高い評価を受け、設立初年度にして受注を得るなど事業運営は順調な様子。そこで、共同事業の取組みについて伺うと「事業の中心はやはり共同受注事業です。JR関係の輸送業務を組合で受けるなど成果は上がっていますが、さらに仕事の幅を広げるべく、現在、組合にて入札参加資格の取得を申請中です。また、組合の存在を多くの方



岡田事務局長

に知ってもらうため様々な媒体を通じた広報活動も積極的に展開しています」とお話いただいた。

当組合では、受注事業に力を注ぐ一方、教育情報事業にも非常に熱心に取り組んでいる。その状況について尋ねると「建設工事の絶対量が減少している中、仕事を確保して行くには大手企業との競争を避けることはできません。これに対抗するには、組合員並びにそこで働く従業員個々が資質や能力を向上させ、組合全体のレベルアップを図ることが必要です。様々な研修は、その一環として実施されており、参加者がそれぞれの立場で認識を高めてもらえればと思っています」と語り、さらに「研修を開催する際には、組合関係者のみならず、関係機関や未加入事業者



安全輸送推進大会

にも積極的に参加を呼びかけています。交通災害の防止や経営の安定といった問題は、組合関係者だけでなく広く全体で取り組むべきものです。組合が率先して行うことで地域全体に効果が及び、結果として組合の評価にも繋がっていくのではないのでしょうか」と語ってくれた。

最後に、今後の展開について伺うと「組合参加のメリットとは、組合が組合員に対して与えるものではなく、組合員が自分で見つけて行くものではないでしょうか。個々の組合員が組合というブランドを利用して新たな仕事を開拓できる。それがメリットになるのだと思います。そのため、組合が着実に実績を積み上げ、更なる基盤強化と地位向上を図って行くことが必要でしょう」と前向きな抱負を語っていただいた。お忙しい中、有難うございました。

組合の概要

理事長 佐藤今朝司
所在地 〒377-0802 吾妻郡吾妻町 大字川戸二八二
電話 〇二七九-六八-〇二五二
設立 平成十四年八月八日
組合員 十四人



組合情報

ここに掲載した情報は、全国中央会が全国の組合等に関する情報を収集・編集した「地域組合情報」より抜粋したものです。
その他、詳細情報をご希望の方は、本会情報課までご連絡ください。

着物レンタル実施

—— 京都府

「京都織物卸商業組合」は、三月十三日から四月十一日までの土・日曜に「きものステーション・京都」において、着物レンタル事業を実施している。

着物を着て市内散策を希望する女性に、着物姿で花見や新緑の京都を楽しんでもらおうと企画された。料金は、正絹が五千円、合繊が三千円。着付けなしは各千円引き。約八十点ある着物の中から自分の好みのものを選べる。

また、自分で着物を持ち込んで着付けをする人には無料でスペースを貸し出す。着物を借りる日の一週間前までに予約が必要。当日の午後六時までに返却のこと。

特産品開発に取り組み

—— 滋賀県

「木之本町商業開発協同組合」では、特産品開発の取り組みの一環として、町内の農業法人と連携し、ブルーベリーの栽培に乗り出す。

同町には、日本三大地蔵の一つで目の仏様と親しまれる「木之本地藏院」があり、全国各地から大勢の参拝客が訪れている。ここに目をつけ、同組合では、目に良いとされるブルーベリーを使ったジャムやヨーグルト、ブルーベリー大福などの特産品開発に取り組んできた。

しかしこれまででは、青森県の産地からブルーベリーを購入し、町内の業者に提供していた。地場産ブルーベリーの栽培で更なる商品開発につなげていく。

児童にマナー指導

—— 福島県

「福島県公衆浴場生活衛生同業組合」では、銭湯に入ったことがない児童に入浴マナーを学んでもらい「庶民文化」である銭湯の良さを知ってもらおうと「小学生の体験入浴事業」を始める。

組合では、庶民に親しまれてきた銭湯文化を守り伝えるため、子どもたちに自分の肌で実感してもらい、入浴の効用や銭湯の歴史、マナーなどを学んでもらう体験入浴事業を企画した。

小学生を対象に百三十円の入浴料を番台に自分で払った後、組合員からのアドバイスを受け入浴する。入浴後には「昔話」を聞いてもらうことも計画している。

古畳を再利用

—— 北海道

「とかち木炭生産企業組合」では、不要になった古畳を炭化し、土壌改良剤や融雪剤にリサイクルし、販売している。

畳は、プラスチック材が含まれているため分解が難しく、産業廃棄物として焼却・埋め立て処分しているのが現状だった。

畳を解体し、プラスチックなどを取り除いた後、い草のみを約八百度の炭窯で焼く。一度に約四百枚焼くことができ、月間にして四千枚から五千枚の処理が可能とのこと。

畳の処分費用は一枚千五百円から千六百円で、業務用融雪剤・土壌改良剤の炭として一立方メートル当たり五千円で販売している。



「キャンドルひな祭り」開催

草津温泉旅館(協)

草津温泉旅館協同組合(市川捷次理事長・組合員百二十二名)では、二月二十八日、西の河原駐車場前広場において、「草津温泉キャンドルひな祭り」を開催した。訪れた観光客らは、雪と炎のロマンチックな共演にすっかり心を奪われていた。キャンドルひな祭りは、幻想的な炎の光でお雛様を神秘的に彩る全国的にも珍しい「雪のひな祭り」で、



暖かい光に照らされるお雛様

同組合と草津温泉観光協会、草津町商工会などが協力し、準備を進めてきた。

暗闇の中、約千二百本のキャンドルに次々と炎がともされると、雪のお内裏様とお雛様が優しい光に照らされ、辺りは幻想的な雰囲気浮かび上がった。また来場者には、特製のお雛様汁や甘酒が無料でふるまわれ、心も体も温まることができた。

更に二十九日には、同広場において、子どもたちが楽しめるちびっこゲーム大会とお汁粉の無料サービスも行われ、二日間大勢の来場者で賑わいをみせた。

安中榛名に県産材住宅

群馬住宅建築工事業(協)

群馬住宅建築工事業協同組合(大河原松男理事長・組合員三十八名)では、JR東日本が分譲中の大規模住宅団地「びゅうベルジェ安中榛名」において、同組合が請け負った県産材住宅が好評となっている。

びゅうベルジェ安中榛名は、長野新幹線「安中榛名」駅前にある新幹線駅前定住型リゾートシティ。東京へ六十分、軽井沢へ十一分。三月十三日の新幹線ダイヤ改正で増停車となり、ますます便利になった。

県産材住宅は、JR東日本側が第一期分譲建売住宅をバラエティに富んだものにしようと、工務店約六百社が加盟する群馬県木造住宅産業協会に協力を依頼。しかし同協会は工事を受注する資格がないことから、協会員が加入している同組合が工事を請け負う事になった。昨年十月の第一期分譲で建売住宅五棟を販売したほか、建築条件付き宅地分譲でも引き合いが相次いでいる。



高級感漂う県産住宅

「昭和なつかし館」開催

いせさき一番街(協)

いせさき一番街協同組合(島沢孝次理事長・組合員四十名)では、伊勢崎市、伊勢崎駅前周辺まちづくり委員会、伊勢崎商工会議所等と共同で企画した「一番街通り昭和なつかし館」を二月二十九日、旧サンケイビルにおいて開催した。

昭和なつかし館は、昭和三十年から四十年代、中心市街地が活気にあ



昭和を懐かしむ

ふれていた頃を思い出し、今後の町づくりにつなげようという初めての試み。

当日は、同ビル一階において昭和三十年代の風景写真などを展示したおもいで写真館や、二階にはフィルム映画館、三階には歌声喫茶も再現された。また同敷地内において、甘酒・綿あめ・懐かしい駄菓子や玩具の販売、竹馬・剣玉・お手玉の体験コーナーなども設けた。

昭和という時代を懐かしく思う世代から、良く知らない若い世代まで、世代を超えて楽しむことができ、多くの市民らで賑わいをみせた。

「伊香保豆手帖」発行

伊香保温泉旅館(協)

伊香保温泉旅館協同組合(福田朋英理事長・組合員五十五名)と伊香保温泉観光協会では、「伊香保温泉品質向上委員会」において、伊香保温泉の魅力を掘り起こし共有化しようと進めていた「伊香保豆手帖」が完成、発行した。

豆手帖は、持ち運びに便利な手のひらサイズの大きさで、カラー五十八ページ。伊香保温泉の歴史や文化のほか、名所や名物などを紹介。この一冊で伊香保温泉の魅力を再発見できる。

約二百万円をかけて五千部を発行し、伊香保町内にある民家・約千七百戸に配布。地元の小中学校の教材用に役立ててもらうほか、タクシー会社や土産物店などにも配布し、訪れた観光客らに伊香保温泉の素晴らしさを知ってもらう。

また、周辺観光施設一覧表や、時刻表、伊香保温泉周辺マップが記載された別冊(A3版)も作成した。



便利な豆手帖

「太田ニットバザール」開催

太田ニット工業(協)

太田ニット工業協同組合(内山聖之理事長・組合員四十四名)では、三月二十一日、太田市のグレースフォートにおいて、恒例となっている「太田ニットバザール」を開催した。バザールは、太田のニット製品の素晴らしさをアピールする良い機会となっており、会場は、女性を中心に沢山の人で賑わいをみせた。



笑顔が溢れるニットバザール

今回のバザールは、組合傘下の十社が参加。これから暖かくなる季節には是非一枚は欲しい春夏物のニット製品を中心に工場からの直売価格で販売を行った。

会場には、フォーマルからカジュアルまで幅広い品揃えのニット製品が勢揃いし、春らしい優しい色合いのニットスーツやジャケット、カーディガンなどが出品された。

また、抽選により三十名に素敵なニット製品がプレゼントされるなどのお楽しみもあり、開場直後から途切れることなく人が訪れ、大盛況のうち終了した。

業況、横這いで推移

	景況天気図	概況
全 体	1月  → 2月 	製造業は、引き続き受注に業種・企業間格差が見受けられ、価格低迷により、収益の回復にも遅れが目立っている。非製造業は、消費回復の力強さが見えず、売上は低調に推移。全体に、業況は横這いで推移。
製 造 業  → 	食 料 品  → 	小麦粉は、麺用で乾麺が不調、生・茹麺がやや良となるなどバラツキが見られたが概ね前年並み、パン用も前年並み。漬物は、全体に販売価格の低迷から売上は減少。酒造は吟醸酒、純米酒などで落ち込み、売上減。
	繊維・同製品  → 	桐生は、和装で春夏物の出荷が活発するも、服地は低迷、輸出も大幅減。繊維製品は、月後半より受注回復の兆しも。ニットは、春夏物のサンプル取引が活発ながら、全体に価格低迷で売上は低調。レースは苦戦。
	窯業・土石製品  → 	生コン出荷量は、年明け後から県北部で落ち込みが続き、全体的に減少傾向。コンクリート製品は、道路等公共工事の減少により売上減、引き続き製品価格低迷に苦慮。ブロックは、年度末需要でやや売上増。
	機 械 ・ 金 属  → 	鍍金やプレス加工は引き続き好調。輸送機器関連全体に受注量が安定しているが、鉄などの材料価格が上昇し、収益悪化を懸念する声も。コストダウン要請が厳しく、全体の収益回復には至っていない。
	そ の 他  → 	原木市場は、年末需要の反動から一部原木で動きが鈍く、全体に安値相場の展開。段ボールは、古紙の海外流出により、原紙価格上昇を懸念。印刷は、売上増加ながら価格が低迷、収益は悪化。
非 製 造 業  → 	卸 売 業  → 	食品は業況に明るさもうかがえるが、その他は全体に低調。雇用は、業種・規模でバラツキはあるが、一部に明るさ。全体に単価の低迷により収益は厳しい。水産物は前年実績を下回り、生鮮野菜は前年並み。
	小 売 業  → 	家電は、デジタル家電が順調ながら全体に低迷し、売上は前年割れ。中古車販売は、軽自動車の乱売などで利幅減少、全体に価格は低迷、企業間格差拡大。商店街は、全体に来街者減少に苦慮、日曜日に休む店も。
	サ ー ビ ス 業  → 	温泉旅館は、スキー・スノーボード客の宿泊需要が減少、温泉観光客がやや伸び宿泊客数は前年並みとなった。自動車整備は、指定・認証工場間の格差拡大。不動産は、インターネットでの賃貸業務が増加。
	建 設 業  → 	公共工事・民需ともに全体に受注が少なく、依然として厳しい業況が続いている。職別工事では、塗装工事や電気工事で仕事量は概ね前年並み。鉄構業は、鋼材の中国流出による品不足で価格高騰、鋼材確保難。
	運 輸 業  → 	暖冬の影響で暖房器具などの荷動きが鈍く、一方、輸出向けの機械関係で増加。全体では、やや売上高は回復したもの、運賃水準は依然として低く、収益は悪化傾向で推移している。

今我が業界は

群馬県建設事業協同組合

事務局長 鈴木賢治氏
(情報連絡員)

— 業況について —

公共事業の抑制や民間設備投資の低調などにより、近年の建設業界は大変に厳しい環境に直面しています。その中で、建設業界に対する社会の要請は多様化・高度化しており、中小建設者においても、経営の合理化・技術の向上に加え、保有する技術やノウハウを様々な分野にも活用できるよう工夫が求められています。県内では受注の地域差も見られますが、業界が団結し課題に対処していくことが不可欠です。

— 組合事業について —

組合事業は、金融や保険業務をはじめ、建設業諸用紙の販売等、行政や関係団体と連携のもとに様々な事業を展開しています。また、昨今の環境意識の高まりから、県土の環境美化のため、また県民奉仕として長年に亘り道路環境整備事業を実施しています。

厳しい経営環境が続く中で、組合員ニーズも多様化し、新しい事業を模索しながら、今後も積極的な事業展開を図っていきたいと考えています。



「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正について

——厚生労働省

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律案」が閣議決定され、国会に提出された。同法律案では、少子高齢化の急速な進展等を踏まえ、少なくとも年金支給開始年齢までは働き続けることができるようにするため、定年の引上げなどの所要の措置を講ずるものとしている。主な概要は以下のとおり。

■概要

(1) 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保

① 定年（六十五歳未満のものに限る。）の定めをしている事業主について、六十五歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は定年の定め廃止のいずれかの措置

（高年齢者雇用確保措置）を講じなければならないこととする。

ただし、継続雇用制度の対象となる高年齢者に関する基準を労使協定により定めたいときは、希望者全員を対象としない制度も可能。

なお、施行より政令で定める日までの間（当面大企業は三年間、中小企業は五年間）は、労使協定ではなく就業規則等に当該基準を定めることを可能とする。

② 高年齢者雇用確保措置に係る年齢（六十五歳）については、平成二十五年までに段階的に引上げる。

平成十八年四月～平成十九年三月

～六十二歳

平成十九年四月～平成二十二年三月

～六十三歳

平成二十二年四月～平成二十五年三月

～六十四歳

平成二十五年四月～

～六十五歳

(2) 求職活動支援書の作成・交付

事業主都合の解雇等により離職する高年齢者等が希望するときは、事業主が、その職務の経歴、職業能力等の再就職に資する事項を記載した書面（求職活動支援書）を作成し、交付しなければならない。

(3) 募集および採用についての理由の提示

労働者の募集及び採用について、事業主が上限年齢（六十五歳未満のものに限る。）を定める場合には、求職者に対して理由を明示しなければならない。

(4) シルバー人材センターが行う一般労働者派遣事業の特例

シルバー人材センターが、届出（労働者派遣法の特例）により、臨時的就業の又は軽易な就業に関する一般労働者派遣事業を行うことを可能とする。

■施行期日

(2)(3)(4)については、公布の日から起算して六月を超えない範囲において政令で定める日。ただし、(1)については平成十八年四月一日。

「不動産登記法案及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」について

「不動産登記法案及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」が閣議決定され、国会に提出された。

同法案は、不動産登記について電

子情報処理組織を使用する方法によるオンライン申請を可能にするとともに、規定を現代語化する等のため、全部の改正を行うものであり、また、同整備法案は、同法の施行に伴い、商業登記法、工場抵当法、立木に関する法律、道路交通事業抵当法その他の関連する諸法律についての規定の整備等を行うもの。

■主な内容

(1) 実質的な改正事項（オンライン申請の導入とこれに伴う申請手続に関する規定の見直し、情報処理技術の進歩に伴う規定の見直し、予告登記の制度の廃止、登記の職権更正手続及び審査請求手続の整備、(2) 法文の現代語化等、の二項目から成っている。

また、同整備法案により、中小企業団体の組織に関する法律第五十一条二項（設立の登記の申請）及び中小企業等協同組合法第九十三条二項（設立の登記の申請、第九十五条三項（事務所の新設等の登記の申請）の一部改正が行われ、登記申請の添付書類が「登記簿の謄本」から「登記事項証明書」に変更される。

■施行期日

両法案共に、平成十七年三月施行

中央会だより

多角的連携交流会を開催

二月二十六日、前橋市・マリーキュリーホテルにおいて、多角的連携交流会が開催された。



同交流会は、組合活性化指導調査事業の中で、今後の組合事業として廃棄物処理対策を希望する組合員が多かった四組合の役員を対象に行われたもの。

当日は、始めに（有）環境サポートシステム代表取締役片亀光氏より「廃棄物処理を巡る最近の動向と今後の対応策」と題した基調講演が行われた。続く意見交換では、建設廃材や廃塗料の処理についての現状報告と活発な質疑応答が行われ、今後とも機会を捉えて、各組合の対応策を検討していくことになった。

新設組合運営研究会を開催

三月四日、前橋市のマリーキュリーホテルにおいて新設組合運営研究会を開催した。

当日は先ず、明治大学助教授の森下正氏より「中小企業間連携と組合運営」と題する講演が行われた。氏は、組合の本質を「人と人の連携」にあるとした上で、交流の重要性を指摘。組合運営においては、共同事業や連携活動の改善が必要であり、これが組織を永續させる秘訣であると説いた。

続いて登記・届出等、組合における各種手続について説明が行われた後、意見交換となり、参加した組合間の交流が深められた。



決算・税務講習会を開催

二月二十四日・三月十一日の二回に亘り、延べ九十名の参加を得て、組合実務講座（決算・税務講習会）が開催された。



両日とも、税理士の塚越正司氏を講師に迎え、組合の決算処理や税務申告に際し留意すべきポイントについて具体的に解説がなされた。

◆ ◆ ◆
第一回では、先ず会計手続と決算実務に関する説明が行われ、持分計算や賦課金の仮受処理など、組合特有の処理について、演習問題を通じた解説がなされた。

また、後半には、売掛債権の保全対策をテーマに売掛債権の管理手法及び健全な財務体質を確保するため

の内部牽制の考え方について説明が行われ「トラブルを未然に防ぐには日頃の情報収集が重要であり、異変に気付いた際には役員に相談するなど一体となって対応に当たることが重要」との点が強調された。

◆ ◆ ◆
第二回では、組合税務と申告のチェックポイントと題し、組合特有の処理や申告書作成演習が行われた。

先ず、組合特有の税務処理として、税率優遇や登録免許税等の非課税措置等について具体的に解説がなされた。また、申告書作成実務では、事例に基づき法人税等の申告書を実際作成、少額資産の即時償却や交際費の損金算入といった経過措置についても併せて説明が行われた。

二回とも非常に中身の濃い研修にも係らず、参加者は皆、真剣な表情で課題に取り組んでいた。



会員の資質向上と連携強化を目指す

第三十四回通常総会を開催

群馬県中小企業団体事務局長会の第三十四回通常総会が、去る三月五日、前橋市「マキユリ」ホテルにおいて開催され、平成十五年事業報告・決算などの各議案が可決承認、決定された。

また、通常総会終了後には、NHK前橋支局長の光野純子氏より、地上デジタル放送についての講演が行われた。

◆通常総会

第三十四回通常総会は、定刻どおり午後一時三十分、会員五十八名中、四十八名の出席により開会された。

冒頭、挨拶に立った深井会長は、厳しい経済情勢が続く中、組合員数の減少や経費の削減等により事務局長会の会員も年々減少傾向にある。しかし、このような時代だからこそ組合運営において事務局が果たす役割は大きく、求められる機能も多様化している。来年度も引き続き会員の資質向上に役立つような事業を展開して行きたい」と述べた。

続いて、蓮沼副会長を議長に、議案の審議が行われた。



第一号議案では「平成十五年度事業報告並びに収支決算案」が上程され、夏季・冬の研修事業、東京都の科学未来館等にて実施された県外先進地視察及び県立産業技術センターの視察研修などについて審議された結果、満場一致で原案通り承認された。

された。

第二号議案では、平成十六年度事業計画並びに収支予算案が上程され、研修会・厚生事業等、引き続き積極的な事業展開を行う旨を満場一致で原案通り可決決定された。

以上をもって議案の審議を全て終了し、来賓としてご出席いただいた商工中金中川支店長より挨拶が行われ、第三十四回通常総会は終了となった。

◆研修会

総会終了後には、研修会が開催され、NHK前橋放送局局長の光野純子氏より「地上デジタル放送をテーマとする講演が行われた。

講演では、まず、「世界十一カ国で地上デジタル放送が始められ、放送のデジタル化は世界の潮流とも言える。日本においては、二〇〇三年十二月に東京・名古屋・大阪の三大都市でスタートしており、他地域においても二〇〇六年末までに順次開始されていく予定となっている。現在のアナログ放送は二〇一一年に終了するが、これ以降、テレビを視聴するには地上デジタル対応テレビもしくはチューナーが必要となる」と現

在までの取り組み状況並びに今後の予定について説明が行われた。

また、「デジタル化により、高音質・高音質に加え、双方向番組や暮らしに役立つ最新情報番組などが可能となる他、『データ放送』を標準機能として備えることで、地域毎の視聴者ニーズに合った番組提供も可能になる」とデジタル化のメリットを挙げた上で、「地上デジタル放送が本格的に普及すれば、視聴者は情報の受け手としてだけでなく、情報の発信元となる機会が増えていく。そのため、情報の活用方法というものを、各個人が考えていかなければならない時代になるだろう」とユーザー側の意識改革が必要になる点に言及し、講演を締め括った。

会員募集のご案内

群馬県中小企業団体事務局長会では、左記により新会員募集を行っております。事務局機能の強化拡充のためにも、是非、加入をご検討下さい。

- ・対象：組合事務局役職員等
- ・事業：研修会、先進地視察、共済事業
- ・年会費：会費 一五〇〇〇円
- ・共済会費 二、〇〇〇円（二人）

※詳しくは、本会情報課まで。

お知らせコーナー

4月のテレビ番組

企業未来！ チャレンジ21

テレビ東京 毎週土曜日
6:30~6:45

3日 提案型営業で顧客を開拓！～リテールサポートで伸びる食品卸～

☆研究開発型中小企業に対する特許料等の減免措置について

10日 競争力は新製品開発の技術力！～空気の抜けない自転車で飛躍～

☆経営の原動力を育てる！中小企業大学校

17日 製品を売るよりそのシステムを売る！～自動車部品販売ソフト会社の変化球経営～

☆小規模企業者等設備資金制度

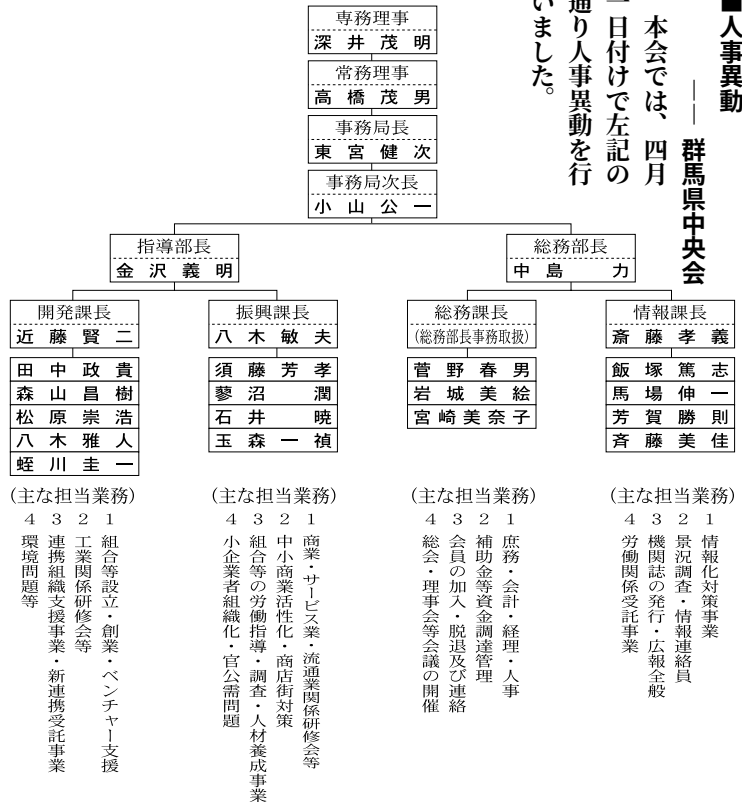
24日 伝統に新しい命を！～工業製品が漆で輝く～

☆明日をひらく高度化事業制度

■人事異動

—— 群馬県中央会

本会では、四月一日付で左記の通り人事異動を行いました。



■第四十八回通常総会のご案内

—— 群馬県中央会

本会では、左記のとおり第四十八回通常総会を開催致します。詳細は別途ご案内申し上げます。

・日時 五月十九日(水)午後一時三十分

・場所 前橋商工会議所

※お問い合わせは本会総務課まで。

■優良図書のご案内

—— 群馬県中央会

①「二〇〇四年版中小企業組合必携——総務・会計・税務の実務——」

・定価：四、七二五円(税込)

②「二〇〇四年版中小企業のための賃金・労務ガイドブック」

・定価：三、六七五円(送料別三四〇円)

※お問い合わせは本会総務課まで。

■人事 —— 群馬県中央会

三月三十一日付で、鈴木雄一(開発課)が退職しました。

四月の金融相談所スケジュール

◆商工中金前橋支店

午後一時～午後三時

◆太田商工会議所

四月七日、十四日、二十一日

二十八日

編集後記

▼大手インターネット業者やテレビ通販業者などから大量の個人情報流出して問題となっていました。外部からの不正アクセス、内部の意図的な漏洩など様々な手段によるもので、情報セキュリティとのイタチごっこの様相も呈しています。こうした中、企業には来春施行される個人情報保護法への社内体制の整備が求められています。

▼各地で中心市街地の地盤沈下が深刻化しており、先ごろ発表された県内公示地価にもその様子が浮き彫りにされています。人が集い生活する場所に市が立ち、モノや金の行き来が始まり、そして賑わいができたことを振り返ると、今何が欠けてしまったのか、もう一度考え直してみることが必要ではないでしょうか。

▼四月一日付で機構改革に伴う人事異動を行いました。役員一同心新たに、厳しい経済環境下にある会員の皆様の組織強化と、多様なニーズに応えるよう事業に取り組んでいく所存です。よろしく願います。

〈表紙絵・李 志宏氏